

案 件

- ・ ③街区に設置する生涯学習交流センターの開館時間の延長等について

文化生涯学習課

1. 政策等の背景・目的及び効果

③街区に複合施設として設置する生涯学習交流センターと市駅前図書館の運用に際して、指定管理者制度を導入することとしており、現在、その指定管理事業者の選定手続きなどの準備を進めているところです。

当施設は、市駅直結の利便性の高い複合施設となり、子育て世代や子ども、学生、近隣の商業施設等を利用される市民だけでなく、仕事帰りのビジネスパーソンなど、多様なニーズによる利用が想定されます。

このため、指定管理者の民間ノウハウを活用し、時間帯ごとに想定される利用者層のニーズに対応した施設運営を行い、さらなる施設の活性化を図るため、施設の日曜日・休日の開館時間の延長や休館日等の変更に伴う手続きを進める考えです。

2. 内容

変更（案）

	生涯学習交流センター	サンプラザ生涯学習市民センター
開館時間	<p><全日>午前9時から午後9時まで</p> <p>※日曜日・休日の開館時間を平日・土曜日と同様に延長することに伴い、施設使用料についても平日・土曜日と同様とします。</p>	<p><平日・土曜日>午前9時から午後9時まで</p> <p><日曜日・休日>午前9時から午後5時まで</p> <p>※現行の生涯学習市民センターと図書館の複合6施設と同様の開館時間</p>
休館日	毎月第4月曜日	<p>毎月第4日曜日</p> <p>※現行の生涯学習市民センターと図書館の複合6施設については、毎月第4月曜日が休館日</p>

3. 実施時期等（予定）

令和5年 (2023年)	9月	総務委員協議会へ報告 定例月議会へ枚方市立生涯学習市民センター条例の一部改正議案を提出
	10月～令和6年1月	指定管理者選定委員会の開催（3回程度）
令和6年 (2024年)	2月	総務委員協議会、教育・子育て委員協議会へ報告
	3月	定例月議会へ枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館指定管理者の指定議案提出
	6月	指定管理者による開設準備の開始

4. 総合計画等における根拠・位置付け

（1）総合計画

- ・ 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
施策目標17 誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち
- ・ 計画の推進に向けた基盤づくり

計画推進 3 持続可能な行財政運営を進めます



5. 関係法令・条例等

地方自治法（第244条の2）

枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例

枚方市立生涯学習市民センター条例

図書館法、枚方市立図書館条例

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 142.5千円

支出内訳 枚方市指定管理者選定委員会に係る委員報酬 142.5千円（9.5千円×3回×5人）

《財 源》 一般財源：142.5千円